

吹田市の財務諸表の概要

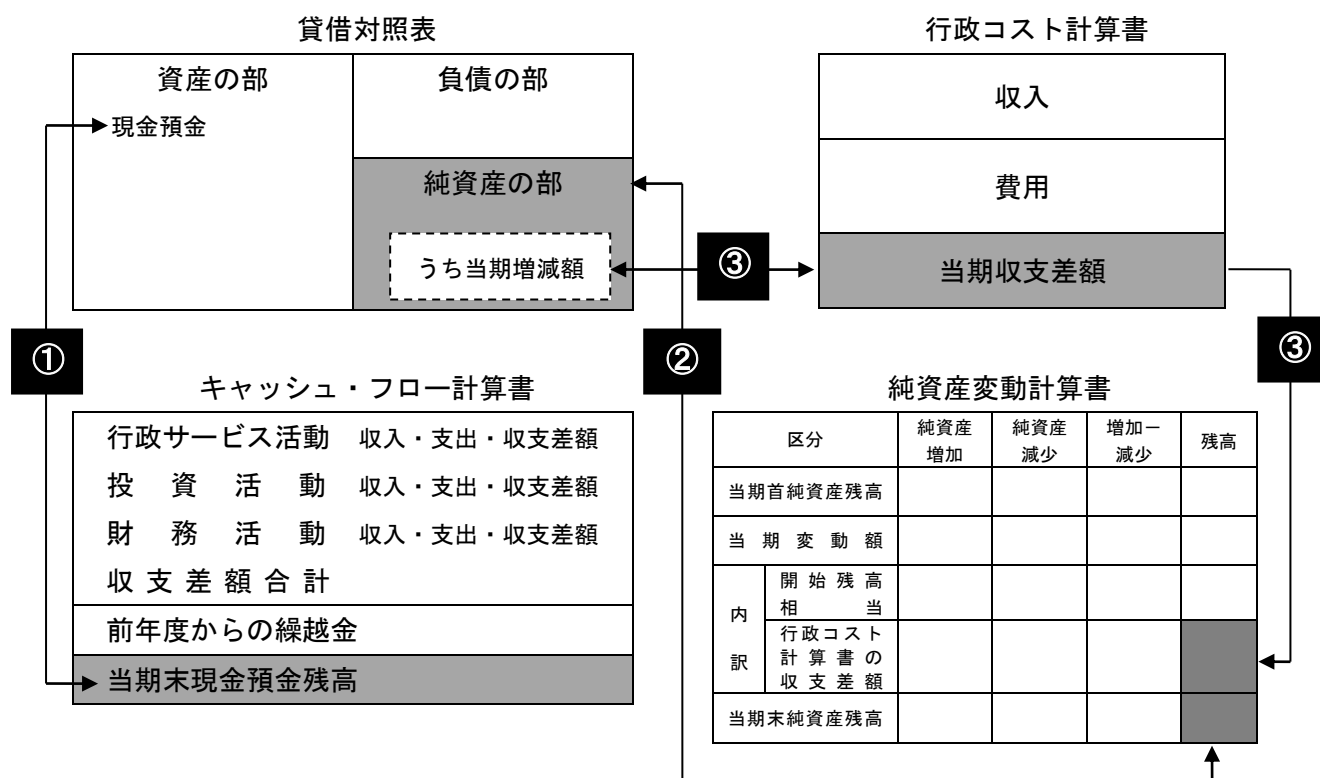
1 財務諸表の構成と目的

財務諸表の構成と目的は次のとおりです。

財務諸表名	目 的
貸 借 対 照 表 (BS)	財務諸表の作成基準日における資産、負債及び純資産の状況を明らかにします。
行 政 コ ス ト 計 算 書 (PL)	一会計期間の行政サービスの提供に要した費用とそれを賄うための財源である収入及び収支差額を表示し、市民等の負担と受益の関係を明らかにします。
キャッシュ・フロー計算書 (CF)	一会計期間の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示します。
純 資 産 変 動 計 算 書 (NW)	純資産の一会計期間の変動を明らかにします。

※上記のほか、財務諸表の内容を補足するため、注記、附属明細表を作成しています。

それぞれの財務諸表は次のような関係にあります。



- ① 貸借対照表の現金預金は、キャッシュ・フロー計算書の当期末現金預金残高と一致します。
- ② 貸借対照表の純資産は、純資産変動計算書の当期末純資産残高と一致します。
- ③ 行政コスト計算書の当期収支差額は、貸借対照表の純資産の当期増減額と一致するとともに、純資産変動計算書の「行政コスト計算書の収支差額」の残高に反映されます。

2 作成基準日

作成基準日は、令和7年（2025年）3月31日です。ただし、出納整理期間（令和7年4月1日～5月31日）における現金の出納に関する取引を含めて作成しています。

3 対象となる会計

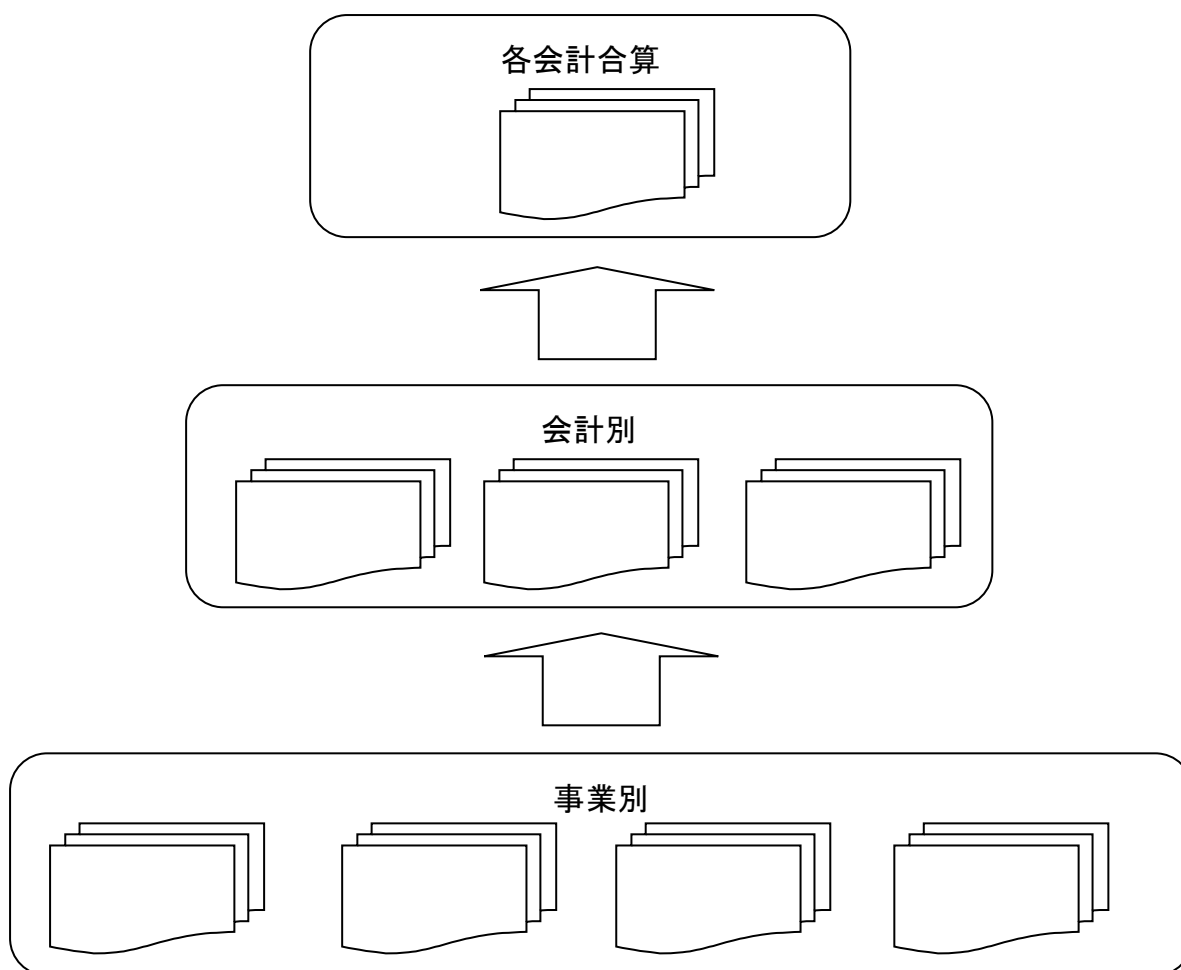
財務諸表の作成対象は、一般会計と吹田市特別会計条例に規定する8の特別会計です。

会 計 名		
一般会計	国民健康保険特別会計	部落有財産特別会計
勤労者福祉共済特別会計	介護保険特別会計	後期高齢者医療特別会計
公共用地先行取得特別会計	病院事業債管理特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

※公営企業会計である水道事業会計、下水道事業会計は対象ではありません。

4 財務諸表の作成単位

財務諸表は、事業別を最小単位とし、会計別、各会計合算の財務諸表を作成しています。



5 表記の方法

(1) 各科目の金額は、千円（又は百万円）未満を四捨五入しています。

なお、千円（又は百万円）未満の表示は、次のとおりです。

「0」	四捨五入の結果、千円（百万円）未満のもの
「－」又は空白	金額が存在しないもの

(2) 端数処理により、合計又は増減の数値が一致しない場合があります。

(3) 注記及び附属明細表については、各会計合算財務諸表について表記しています。

(4) 注記において該当のない項目については項目名も含めて記載せず、以降の項目について、項目番号を繰り上げて記載しています。

(5) 事業別財務諸表については、事業の目的、概要、成果などの情報を掲載するスペースを確保するため、一部の科目を省略して表記しています。